

## 石田和子県議の定県第 113 号議案に対する反対討論

私は、日本共産党神奈川県議団を代表して、第 3 回定例会に提案された諸議案のうち、「定県第 113 号議案・訴訟の提起」について反対討論を行います。

この議案は、いわゆる賃貸型応急住宅の不適正居住者に対し、建物の明け渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する議案です。

今回、この議案に関わる方は、東日本大震災の被災者であり、原発の事故により神奈川県の賃貸型応急住宅に避難されてきた方です。原発事故から 9 年半経っても県内外に多くの方が避難したままで深刻な事態は続いています。

これまで住んでいた地域が被災地となり、住むところを追われ、慣れない土地に來た方ですから負担は大きいと思います。

国は、「東京電力 福島 第一原発 事故」での避難指示区域外避難者の住宅無償提供について、2017 年 3 月末に打ち切り、原発事故 被害者への支援をやめてしまいました。私たちは福島原発事故を終わったことにしようとする国の姿勢を批判してきました。

2019 年 3 月、県が、避難指示区域外から県内に避難している人たちへの家賃の一部補助について終了した時にも、共産党県議団として問題を指摘し、支援の継続を求めました。今回、議案に関わる方は、避難指示区域を解除され、支援が打

ち切られた方です。

一方、9月30日、福島原発訴訟で、仙台高裁は国と東電の責任を認め、損害賠償の支払いを命じました。賠償総額は約10億円、原告は約3600人ですから、一人当たり平均額は30万円に満たない額です。補償には程遠く、不十分と言わざるをえません。

高裁判決で、国が責任を問われているように、将来の大きな不安を抱える被害を受けている方に対して、責任をもって、国や県が対応すべきです。

このような観点から、不適正居住だからと言って訴訟を起こすのではなく、様々な手立てを取り、支援を続ける必要があると考えます。

本県としては、他の民間賃貸住宅に転居する際の補助、その先での家賃補助などの制度を創設すべきと考えます。

被災県の責任とせず、国、本県など、全国で被災者に寄り添う姿勢を示し、支援を行うことを改めて求め、建物の明け渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する「定県第113号議案」に反対することを表明し、討論を終わります。